

職業紹介システム導入業務に
係る仕様要件及び企画提案依頼書

令和7年8月

豊中市市民協働部くらし支援課

目次

1.	件名	1
2.	本書の目的	1
3.	背景	1
4.	提案における前提条件	1
5.	調達	2
5.1	調達内容	
5.2	導入期間及び保守運用期間	
5.3	作業場所及び開発場所	
5.4	作業実施内容	
5.5	調達における前提条件	
6.	システムの要件	6
6.1	保存・処理対象データ	
6.2	システムの性能要件	
6.3	システムのハードウェア要件	
6.4	システムの基本要件	
6.5	システムの機能要件（業務要件）	9
6.6	その他提案事項	
7.	職員研修	8
7.1	研修対象者	
7.2	研修内容	
7.3	その他研修に関する事項	
8.	システムの運用・保守	9
8.1	運用・保守要件	
9.	個人情報保護に関する遵守事項	11
9.1	秘密の保持	

- 9.2 作業者の管理体制
- 9.3 目的外使用の禁止
- 9.4 複写及び複製の禁止

10. 災害対策	12
----------------	----

1. 件名

職業紹介システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書

2. 本書の目的

職業紹介システム導入業務を行うに当たり必要となる仕様要件をまとめ、本仕様要件を実現するための手法等について提案を求めるものである。

3. 背景

豊中市では、豊中しごと・くらしセンターにおいて、求職者の居住地の近隣での就職を実現するとともに、市内事業所の求人活動等を応援することを目的とした無料職業紹介事業において、オンプレミスの職業紹介システムを活用して事業を実施しているが、当該システムをリプレイスするにあたり、今後も豊中しごと・くらしセンターで新たな機器設置等の負担なく事業実施するために、職業紹介向けの企業・求人・求職者・職業紹介・統計等の管理が可能なクラウドシステムを導入することで求人企業・求職者の利便性の向上及び無料職業紹介事業の効率化等を行うことを目的とし職業紹介システムを導入するものである。

4. 提案における前提条件

提案に当たって、次の点を了承の上、提案すること。

- (1) 本仕様要件に示す要件を全て満たすこと。実現できない要件がある場合は、当該要件及びその理由を企画提案書に明記すること。
- (2) 本仕様要件に特段の記載がない限り、関係法令及び本市の条例等に基づいた事務処理等を想定すること。
- (3) 豊中市が事務処理を行う上での各業務の状況や、その業務の特性を十分に考慮し、豊中市の業務が滞りなく運営できる提案を行うこと。
- (4) 業務要件に疑義が生じた場合は、原則、豊中市の解釈・判断に従うこと。
- (5) 契約段階において、提案を受けた仕様要件について変更等があり得ること。
- (6) 豊中市との十分な連絡体制を構築し、意思疎通に努めること。
- (7) 「豊中市情報セキュリティポリシー」（「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」を指す。以下同じ。）を遵守すること。

- (8) システムの運用に際し瑕疵が認められた場合、システム引渡後 24 か月間は無償で対応すること。

5. 調達

5.1. 調達内容

本業務において、調達する内容は以下のとおりとする。

- (1) システムの設計・開発・導入（それぞれ必要な場合に限る）

職業紹介システム

<参考> 現行システム主要データ登録数（令和7年6月時点）

： 求職者（約6,000人）年間500人程度

相談履歴（約25,000件）年間3000件程度

進捗履歴（約5,000件）年間500件程度

求人企業（約5,000社）

求人情報（約15,000件）

システム利用アカウント最大20件

- (2) 上記各データ移行を含めたセットアップ又はそのサポート

- (3) クライアント及び周辺機器への各種ソフトウェアのインストール及びその設定（必要な場合に限る）

- (4) システム利用に係る職員研修の実施

- (5) システム利用に係るマニュアルの提供

5.2. 導入期間及び運用期間

- (1) 導入期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

- (2) 運用予定期間

令和7年（2025年）12月1日から令和12年（2030年）11月30日まで

運用期間の経費については漏れの無いように注意すること。運用期間の経費についても、本導入業務の選定上の価格評価に含めるものとする。なお、令和8年4月1日以降は毎年随意契約による契約を予定している。

5.3. 作業場所及び開発場所

受託者が本業務を行うための作業場所その他必要となる環境（机・椅子・OA 機器・消耗品・帳票用紙・通信運搬費）については、受託者の負担により用意するものとする。なお、作業場所については、豊中市情報セキュリティポリシーの基準を満たしていることとし、同基準に定める書類を事前に提出の上、豊中市の承認を得るものとする。また、事前に豊中市の承認を得た場合に限り、豊中しごと・くらしセンターに作業場所を設置することも差し支えないものとする。必要がない場合はその旨記載すること。

5.4. 作業実施内容

(1) プロジェクト管理

受託者は、豊中しごと・くらしセンターの運用状況を十分に想定した上で、システムが支障なく稼働できるよう、全体を統括する責任者を設置し、以下の管理業務を遂行すること。また、本作業に必要な経験・知識・能力を有する者を配置し、計画どおり遂行できる体制を整備すること。

① プロジェクト責任者の設置

職業紹介現場に導入するシステムに関し豊富な経験・知識・能力を有し、本書に定める内容を遅滞なく遂行できるプロジェクト責任者を定め、書面にて報告すること。

② プロジェクト計画書

現時点での想定スケジュールは、別紙「システム導入スケジュール」のとおりである。本業務に係るプロジェクト計画書を作成すること。なお、プロジェクト計画書の作成にあたっては、豊中市局と十分に協議すること。豊中市との役割分担を明確にすること。

職員負荷の軽減策、他システムとの連携方法、業務特性を考慮した確実な導入計画などについて明記することとする。

本スケジュールは、令和7年8月時点の状況により想定しているものであり、今後の国の政策などにより変更が生じることがありうる。

③ 進捗管理

プロジェクト責任者は、プロジェクト計画書に基づき、各工程の状況把握及びスケジュール管理を常時行うこと。各工程の進捗状況に関するプロジェクト会議を開催し、進捗状況を報告するとともに計画から遅れ又は問題が生じた場合は、遅滞なく原因を調査し所要の改善策を講ずること。

④ 会議体

本業務に係る会議体は次のとおりとする。本業務の履行期間は、以下の要領にて会議を

開催することとし、豊中市に対し書面にて報告を行うこと。会議の手法はオンライン会議でも可とする。

(定例進捗会議)

- ・開催頻度 : 1回以上/月
- ・対象期間 : 契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで
- ・出席対象者 : 別途協議の上定める
- ・報告内容 : 機能要件定義、各フェーズの進捗状況、懸案事項及び対策状況等

⑤ 議事録

会議等の議事録については、受託者において作成し、豊中市の承認を得た上で提出すること。

(2) 環境整備

① 機器セットアップ

本業務において導入する端末に、必要がある場合はソフトウェアのインストール及び各種設定等を行うこと。ブラウザベースで稼働する場合でも各端末へのショートカット設定等の提案を行うこと。ただし必要がない場はその旨を記載すること。

② 動作確認

端末セットアップ後の動作確認は、豊中市職員の立ち会いの下で実施すること。必要がない場合はその旨を記載すること。

(3) マニュアル整備

① 操作マニュアル

システム稼働前に、端末の起動をはじめとする基本的な操作方法のほか、業務ごとの処理方法など詳細な操作手順を示す端末操作マニュアルを提供すること。なお、オンラインマニュアルでの対応を可とする。

② 運用管理マニュアル

システム稼働前に、管理者が行う運用管理マニュアル(職員による一括取り込みタイミング・手順)を提供すること。なお、オンラインマニュアルでの対応を可とする。

(4) テスト

システム導入時には本番稼働に備え、十分な稼働テストを行うこととし、テストで発見された問題点及びプログラムのバグ等については、本番稼働までに解決を図ること。なお、テストに使用するデータの内容については、豊中市と別途協議の上、定めるものとする。

5.5. 調達における前提条件

本調達における前提条件は次のとおりとする。

(1) パッケージシステムの導入

システムを自己開発せず、パッケージシステムを導入する。また、同規模程度以上の自治体または企業での稼働実績のあるパッケージシステムとし、標準的なオープンシステム技術を使用したシステムであることとする。なお、機能要件仕様書の中で、システムで対応できない項目については、システムを活用した代替運用等を提案し、本市独自のカスタマイズを最小限に抑えること。

(2) 業務の効率化

市民サービスの向上を目指すことを目的とし、その上で事務の効率化、職員負担の低減、業務の質の向上を行うことができるシステムであること。

(3) 機能拡張の容易化

長期的な可用性を確保するため、データ項目の標準化、システムの共通化を図ることにより、法改正、新たなシステムとの連携等に容易かつ安価に対応可能なシステムとすること。

(4) データ抽出の容易化

システムの運用期間満了後、別のシステムにデータ移行をする際には、データ抽出が容易に行えること。なお、その作業に別途費用を要する場合は、今回の提案にその費用を含むこと。

(5) 法改正に伴うシステム改修の費用負担

システム稼働後の法改正に伴うシステム改修については、基本的に受託者の費用負担にてパッケージシステムのバージョンアップ対応を行うこと。ただし、システムの根幹に関わる改修が必要となる場合は、豊中市と協議を行うこととする。なお、有償となるシステム改修については、その定義を企画提案書に明記すること。

(6) 運用経費削減

システム全体の運用経費削減を目指すシステムであること。システム運用の一部を外部委託（例：求職者窓口を外部事業者へ委託）や外部連携（例：ハローワーク求人情報の取り込みや他の市システムとの連携）することも想定し、市窓口の負担を抑え、運用経費削減を目指す柔軟な運用が可能なシステムであること。

(7) SLA の締結

本システムは、市民サービスを低下させない安定的なシステムである必要がある。豊中市と受託者は、システム稼働時のサービスレベルに関する目標値について、可能な範囲で定義し、SLA（サービスレベル合意書）の締結が可能な場合には、その内容を提案すること。なお、SLAの締結に係るサービスの詳細等については、豊中市と別途協議の上、決定する。

(8) 法令遵守

本業務における全ての作業について、各種労働関連法並びに豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(9) システム稼働について

安全性、確実性を確保した移行が滞りなくできるシステムであること。初期導入時には可能な限り職員の負担を軽減する作業を選択することとし、運用期間満了後に他システムへデータ連携することになった場合も、無料職業紹介業務が混乱をきたすことのないシステムであること。

6. システムの要件

システムを導入するに当たり、豊中市が必要とする要件を以下に示す。なお、ハードウェアについては、既存のものを利用することとする。ただし、受託者は、システムが確実に動作することを検証し、かつ、豊中市の承認を得るものとする。

6.1. 保存・処理対象データ

システムでの処理の対象は、5. 1. (1) のデータに加え、今後増加する件数を10年程度運用できるシステムが望ましい。保存期間経過によるデータ削除は、豊中市と協議の上、定めるものとする。

6.2. システムの性能要件

システムは、上記の処理・件数等を安定的かつ迅速に処理できる性能を有していること。また、オンライン処理中にバッチ処理を実行してもオンライン処理への影響が無いこと。ただし、データベースを大幅に更新する処理やセットアップ処理等の場合は除外するものとする。

6.3. システムのハードウェア要件

ハードウェアについては、本市の定めるサービス提供時間において、災害等発生時を除き、運用

が停止することのない構成とすること。

(1) サーバー

サーバーはクラウド方式で構築することとし、インターネット環境または LGWAN-ASP 環境から接続可能とすること。また、データセンターは国内に配置すること。

(2) クライアント（豊中しごと・くらしセンター等）

クライアントは既存の LG-WAN 環境下（インターネット接続可能・Windows11 または Windows10 端末・インターネットブラウザ(MicrosoftEdge)利用可能）で使用している端末で正常に稼働するものとし、OS・WEB ブラウザのアップデートは豊中市が実施するものとする。接続端末数は 20 台（アカウント数）とする。

6.4. システムの基本要件

(1) 業界標準の適用

システムを構成するデータベースについては、全て業界標準のものを使用し、日本語によるサポートが可能なものであること。

(2) ソフトウェア

① バージョンアップ

システム運用期間中、サービスの向上・効率化・事務の改善等を図るために、適宜パッケージシステムのバージョンアップを行うこと。現行のシステムを納品することが完成ではなく、日々の業界の動向を注視し必要であれば迅速に対応できるシステムであること。ただし、その場合既存の機能に影響が無いように留意し、影響がある場合は豊中市と協議すること。

② 権限の管理

個人やグループ単位などで、システムの操作権限及び処理権限を設定することができること。職員の異動に伴う権限変更にも素早く対応が可能なシステムであること。

(3) バックアップ

本システムで使用するデータのバックアップやシステムバックアップについては、最低 1 日 1 回以上のバックアップを行うこと。

(4) ウイルス対策

ウイルスパターンファイルの適用及びウイルススキャンを実施すること。

(5) クライアントの OS バージョンアップ

セキュリティ確保の観点から、運用期間中のクライアントの OS バージョンアップに対応できること。

6.5. システムの機能要件（業務要件）

システムに求める各業務の機能要件は、下記項目及び「機能要件仕様書」のとおりとする。また「機能要件仕様書」の必須／要望欄が必須の項目については、必ず実現すること。「機能要件仕様書」の事業者回答欄に、実現方法を記述し、企画提案書と一緒に提出すること。

6.6. その他提案事項

本仕様書に記載された要件を踏まえた上で、受託者の知見や実績に基づく独自の工夫、付加価値のある提案があれば積極的に提示すること。

7. 職員研修

豊中市職員がシステムを利用して円滑に事務処理が行えるように、十分な研修を実施すること。研修の概要については以下のとおりとする。なお、研修に係る詳細（内容、場所、スケジュール及び時間等）については、別途協議することとする。

7.1. 研修対象者

豊中市職員とする。

研修対象人数：最大約 30 人程度を想定

7.2. 研修内容

基本操作：システムの各種機能の操作研修。

管理者操作：マスタ登録、データ取り込み、統計処理等の操作研修。

7.3. その他研修に関する事項

(1) 研修時間

業務時間内、業務時間外を問わず、豊中市の要望に合わせて行うこと。

(2) 研修場所

豊中しごと・くらしセンター（庄内コラボセンター内）、生活情報センターくらしかん等
当市施設内又はオンライン研修を行うこと。

(3) 研修教材

受託者において準備すること。

(4) 研修体制

システム導入前のほか、システム導入後においても豊中市から要望がある場合は、研修を行うことが望ましい。

(5) 研修等提案事項

研修を受講できない職員や人事異動・新規採用職員の説明用に、機能説明が可能なチラシや動画の提供など窓口現場の負担軽減につながる対応可能な提案があれば積極的に行うこと。

8. システムの運用・保守

8.1. 運用・保守要件

本調達で導入するシステムの運用・保守期間における保守については、法改正やシステム機能の強化等を行う「業務パッケージソフトウェア保守」、各種問い合わせや障害対応等を行う「システム維持管理支援」、OS・データベース等の新業務パッケージシステムに必要なソフトウェアのパッチ適用作業等を行う「ソフトウェア保守」の3種類で構成される。

(1) 業務パッケージソフトウェア保守

業務パッケージソフトウェア保守について、システム機能の強化等、定期的な保守を実施すること。また、法改正については本契約費用の範囲内で対応すること。ただし、システムの根幹に関わる改修が必要となり費用が発生する場合は、豊中市と別途協議を行うこととする。

法改正や機能強化等に伴って、操作マニュアル・運用管理マニュアル等に修正・変更等生じた場合は、各マニュアルの修正等を行い提供すること。オンラインマニュアルでの対応も可とする。

(2) システム維持管理支援

① 問い合わせ対応

豊中市職員からのシステムの操作方法等に関する各種問い合わせに対応すること。

② 障害対応

システムに関するさまざまな障害に対して、一次対応窓口となり障害内容の切り分けを行った後、各対応窓口に連絡すること。また、障害原因が不明確で対応窓口の特定が困難な場合も想定されるが、そのような障害対応の全般については、受託者が主体的に影響範囲の調査、応急処置対応、抜本的対応を実施すること。

障害発生において、収集した障害情報を元に原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正処置・予防処置を講じること。また、その対策を障害時対応マニュアル等に反映すること。

なお、障害対応の時間帯・対応速度については、下記の要件を満たすこと。

○ 通常業務における連絡体制

平日 9:00～17:00 障害検知後、速やかに連絡がとれる体制を構築すること。

○ 閉庁時における連絡体制

翌開庁日 10:00 までに連絡がとれる体制を構築すること。

○ 障害発生時における対応速度

翌開庁日中に初期対応を行うこと。

③ その他

他のシステムと連携する場合において、当該システムにおける各種改修（バージョンアップ等を含む。）に際して、確認テスト等が必要となる場合には、適時調整支援を行うこと。

(3) ソフトウェア保守

① ソフトウェア保守の前提条件

OS・WEB ブラウザを除き、システムに必要なとなるソフトウェアに関して、当該ソフトウェア供給元と必要な契約を受託者が一括して締結し、受託者が窓口となって必要な保守・技術支援及び問い合わせを受け付けできる状態にした上で、必要な保守等を行うこと。また、必要に応じてバージョンアップ版の提供やセキュリティパッチの適用を行うこと。なお、当該ソフトウェア製品及び実施する全ての作業については、供給元の如何に関わらず、受託者が最終的に責任を負うこと。

② ソフトウェアの瑕疵、セキュリティパッチ対応

当該ソフトウェア製品に関する不具合対応及びセキュリティ対応等のパッチに関しては、その内容の調査、システムに対する影響度調査及び適用要否の検討を行うこと。その上で豊中市が必要と認めるものについて、パッチの適用作業を行うこと。

また、適用に際しては、システム全体に影響がないことを確認し、必要に応じてバックアップ等の対策を施すこと。さらに、OS に対するパッチの適用によって、システムへの影響がないことを確認し、必要に応じて対策を施すこと。

③ ソフトウェアのバージョンアップ

当該ソフトウェア製品（基本ソフトウェア、業務システム、ミドルウェア、OA ソフトウェア、ウイルス対策ソフトウェア等のシステムで取り扱うパッケージ製品も含む。）について、バージョンアップ情報が公開された場合には、その内容の調査、改修要否の検討、改修による費用対効果の検証を実施し、その結果を豊中市に報告すること。また、バージョンアップを行うことについて、技術的な問題等がある場合は、担当職員と協議しその指示に従うこと。その上で豊中市が必要と認めるものについて、バージョンアップ作業を行うこと。

また、バージョンアップに際しては、システム全体に影響がないことを確認し、必要に応じてバックアップ等の対策を施すこと。さらに、OS のバージョンアップによって、システムへの影響がないことを確認し、必要に応じて対策を施すこと。

9. 個人情報保護に関する遵守事項

9.1. 秘密の保持

受託者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。また、個人情報については、データ等の漏洩、消滅、毀損等がないよう防止措置を講じること。

9.2. 作業者の管理体制

(1) 受託者は、作業者名簿を作成し、豊中市に提出すること。

(2) 作業者には、作業中名札の着用を義務付けること。

該当がない場合はその旨記載すること。

9.3. 目的外使用の禁止

受託者は、豊中市等が所有する情報媒体（磁気ディスク・磁気テープ・フロッピーディスク等を示す。）並びに職員データ・登録データ等を本業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

9.4. 複写及び複製の禁止

受託者は、豊中市が所有する情報媒体及び職員データ・登録データ等を豊中市に無断で複写し、又は複製してはならない。

10. 災害対策

災害時には、短期間で業務を復旧できるよう、事前に想定計画案を作成し、豊中市職員の承認を得た災害対策計画を立てること。

また、災害時にネットワーク遮断等が発生した場合の、業務の継続方法について提案を行うこと。